

**市第55号議案～市第91号議案、水第4号議案
地域主権改革関連の条例の制定等**

1 議案一覧

No.	条 例 名	独自基準
1	市第55号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定	○
2	市第56号議案 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の制定	○
3	市第57号議案 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の制定	○
4	市第58号議案 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定	○
5	市第59号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の制定	○
6	市第60号議案 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の制定	○
7	市第61号議案 横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の制定	○
8	市第62号議案 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定	○
9	市第63号議案 横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定	○
10	市第64号議案 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定	○
11	市第65号議案 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定	○
12	市第66号議案 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定	○
13	市第67号議案 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定	○
14	市第68号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定	○
15	市第69号議案 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定	○
16	市第70号議案 横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定	○
17	市第71号議案 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の制定	○
18	市第72号議案 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の制定	○
19	市第73号議案 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定	○
20	市第74号議案 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定	○
21	市第75号議案 横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の制定	
22	市第76号議案 横浜市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例の制定	
23	市第77号議案 横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例の制定	
24	市第78号議案 横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定	
25	市第79号議案 横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例の制定	○
26	市第80号議案 横浜市道路標識の寸法に関する条例の制定	○
27	市第81号議案 横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定	
28	市第82号議案 横浜市自動車専用道路の交差の方式に関する条例の制定	
29	市第83号議案 横浜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定	
30	市第84号議案 横浜市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例の制定	
31	市第85号議案 横浜市中央職業訓練校条例の一部改正	
32	市第86号議案 横浜市下水道条例の一部改正	○
33	市第87号議案 横浜市公園条例の一部改正	
34	市第88号議案 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正	
35	市第89号議案 横浜市営住宅条例の一部改正	○
36	市第90号議案 横浜市改良住宅条例の一部改正	○
37	市第91号議案 横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正	
38	水第4号議案 横浜市水道条例の一部改正	

2 主な独自基準一覧

分野	国の基準	国の基準に追加・修正する本市独自基準
児童福祉施設の設備及び運営 (No.1)	「保育所」 ・乳児室の面積（0・1歳児1人につき1.65m ² 以上） ・ほふく室の面積（0・1歳児1人につき3.3m ² 以上）	「保育所」 ・乳児室又はほふく室の面積は、0・1歳児1人につき3.3m ² 以上とする。 ・25年3月31日までに開所した保育所の面積を当分の間0・1歳児1人につき2.475m ² とする経過措置を条例の附則に規定する。
	「保育所」 ・屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）の設置	「保育所」 ・屋外遊戯場（市長が特に認めた場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）の設置と限定
	・（国の基準なし）	・「福祉型障害児入所施設」「福祉型児童発達支援センター」「医療型児童発達支援センター」の長の資格要件を規定
	・（国の基準なし）	・「保育所」「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」「福祉型児童発達支援センター」「医療型児童発達支援センター」の業務の質の評価を規定
保護施設の設備及び運営 (No.4)	・（国の基準なし）	・「救護施設等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。」を追加
	・（国の基準なし）	・「救護施設等の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。」等を追加
障害者支援施設の設備及び運営 (No.5～10)	・（国の基準なし）	・「人員、設備、運営等に関し、この条例に規定する基準を超えて常に向上させるよう努めるものとする。」を追加。
特別養護老人ホーム等の設備及び運営 (No.13)	・（施設の運営に当たっての連携） 市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携	・連携先に「地域包括支援センター、老人介護支援センター等」を追加
	・（入所者に対する身体的拘束） 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	・身体的拘束を行う前に「入所者又はその家族への説明」を義務化 ・事前に説明できない場合は、「事後に速やかに家族への説明」を義務化
	・（協力歯科医療機関の定め） あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	・協力歯科医療機関の定めを義務化
	・（設備基準） 廊下の幅は、1.8m以上。ただし、中廊下の幅は、2.7m以上。	・中廊下の幅の緩和（1.8m以上）
指定地域密着型サービスの設備及び運営 (No.18)	・小規模多機能型居宅介護の宿泊室 原則：個室で7.43m ² 以上 例外：利用者の処遇上必要と認められる場合 プライバシーが確保されていること ・合計面積：個室以外の定員×おおむね7.43m ² 以上	・原則：個室で7.43m ² 以上 例外：個室の設置が構造上困難な場合 プライバシーが確保されていること ・合計面積：宿泊室の定員×7.43m ² 以上
	・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護に備えるべき設備として、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備等を規定	・便所と洗面設備を追加し、仕様として「要介護者が利用しやすいもの」と規定。 ・事務室を追加し、共用のスペースから分離されたものとする。
	・認知症対応型共同生活介護の共同生活住居について、その数、入居定員、備えるべき設備等を規定	・共同生活住居の全ての設備等を同一フロアに置くことが原則と規定。 ・人員配置等により日常生活に支障がない場合には、同一フロア外に設備を置くことも例外的にできる。
	・認知症対応型共同生活介護の運営規程で事業目的、運営方針、従業員の職種・人数、利用定員、利用料等の額、入居に当たっての留意事項、非常災害対策等の事項を定めるよう規定	・運営規程で定める事項として「退去に関する留意事項」を明記。
児童福祉施設、保護施設、高齢者施設、障害者施設、障害児施設 (No.1～20)	・（国の基準なし）	・サービス・施設の事業者及びその役員に、暴力団関係者の排除条項を新設
道路 (No.25)	・第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。	・第4種第4級の道路幅員は、4.5メートル以上とするものとする。
	・歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を附するものとする。	・歩道又は自転車歩行者道は透水性舗装を標準として、横断勾配を1パーセント以下とするものとする。
下水道の排水施設及び処理施設の構造 (No.32)	・排水管の内径の数値は百ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、三十ミリメートル）、排水渠の断面積の数値は五千平方ミリメートルを下回らないものとする。	・排水管の内径は、150mmを下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
市営住宅の入居基準 (No.35)	・入居収入基準額 本来階層15.8万円を参考し、25.9万円を上限 裁量階層（特に居住の安定を図るべき者）25.9万円を上限 ・裁量階層の範囲 資格要件を条例で決定	・収入基準額は、本来階層15.8万円、裁量階層21.4万円 ・裁量階層の子育て世帯の対象範囲を同居者に小学校就学前の子がいる世帯から、中学校卒業までの子がいる世帯に拡大
改良住宅の入居基準 (No.36)	・入居収入基準額 本来階層11.4万円を参考し、15.8万円を上限 裁量階層（特に居住の安定を図るべき者）15.8万円を上限 ・裁量階層の範囲 資格要件を条例で決定	・収入基準額は、本来階層11.4万円、裁量階層13.9万円 ・裁量階層の子育て世帯の対象範囲を同居者に小学校就学前の子がいる世帯から、中学校卒業までの子がいる世帯に拡大